

独立行政法人会計基準 新旧対照表 (案)

1. 独立行政法人改革等に関する基本的な方針を踏まえた会計基準改訂案
 (運営費交付金の収益化基準の見直し及び行政執行法人創設に伴う見直し)

現 行	改 正 案	変 更 点 ・ 備 考 等
第 81 運営費交付金の会計処理		
1 独立行政法人が運営費交付金を受領したときは、相当額を運営費交付金債務として整理するものとする。運営費交付金債務は、流動負債に属するものとする。	修正なし	
2 運営費交付金債務は中期目標の期間中は業務の 進行 に応じて収益化を行うものとする。	2 運営費交付金債務は中期目標等の 達成状況期間中は業務の進行 に応じて収益化を行う こと とを原則とする (注解●)。	<p>【変更点】</p> <p>○中期目標→中期目標等 (P)</p> <p>理由：新しい法人類型が創設されることに伴い、年度目標と中長期目標を含む表現とする。ただし、会計基準全体の整合性を考慮する必要があるため、表現は再度検討する。</p> <p>○進行→達成状況</p> <p>○「原則」の明文化</p> <p>理由：閣議決定を踏まえた記載。会計基準で「業務達成基準」を「原則」とし、「費用進行基準」は「例外」と整理。</p>
3 運営費交付金債務は、次の中期目標の期間に繰り越すことはできず、中期目標の期間の	3 運営費交付金債務は、次の中期目標の期間に繰り越すことはできず、中期目標等の期間の最	<p>【変更点】</p> <p>○行政執行法人の会計処理を規定</p>

現 行	改 正 案	変 更 点 ・ 備 考 等
第 81 運営費交付金の会計処理		
最後の事業年度の期末処理において、これを全額収益に振り替えなければならない。	<p>後の事業年度の期末処理において、これを全額収益に振り替えなければならない。</p> <p><u>なお、行政執行法人は、毎事業年度の期末処理において、これを全額収益に振り替えることになる。</u></p>	<p>⇒ 従来の「中期目標」を「年度目標」と読み替えれば、行政執行法人のみの規定創設は不要と考えられるが、閣議決定で行政執行法人の会計基準を見直すこととされているため、明文化による規定。</p> <p>【備考等】</p> <p>○行政執行法人の剰余金の会計処理についても独立行政法人会計基準「第 96 中期目標の期間の最後の事業年度の利益処分」で規定。</p>
新設	<p><u>4 中期目標等の期間の最後の事業年度（行政執行法人は毎事業年度）の期末処理において精算のために収益に振り替えられた金額については、臨時利益として計上する。</u></p>	
4 独立行政法人が固定資産等を取得した際、その取得額のうち運営費交付金に対応する額については、次のように処理するものとする。	<p><u>5 独立行政法人が固定資産等を取得した際、その取得額のうち運営費交付金に対応する額については、次のように処理するものとする。</u></p>	<p>【変更点】</p> <p>○新設事項設置に伴う号数の修正</p> <p>【備考等】</p> <p>○本項目については、「たな卸資産等の資産見返負債の計上等」で再度検討</p>
(1) 取得固定資産等が運営費交付金により支出されたと合理的に特定できる場合においては、	修正なし	
ア 当該資産が非償却資産であって、その	修正なし	

現 行	改 正 案	変 更 点 ・ 備 考 等
第 81 運営費交付金の会計処理		
<p>取得が中期計画の想定範囲内であるときに限り、その金額を運営費交付金債務から資本剰余金に振り替える。</p>		
<p>イ 当該資産が非償却資産であって上記アに該当しないとき又は当該資産が償却資産若しくは重要性が認められるたな卸資産（通常の業務活動の過程において販売するために保有するものを除く。以下、この項において同じ。）であるときは、その金額を運営費交付金債務から別の負債項目である資産見返運営費交付金に振り替える。資産見返運営費交付金は、償却資産の場合は毎事業年度、減価償却相当額を、たな卸資産の場合は消費した際に、当該消費した相当額を、それぞれ取り崩して、資産見返運営費交付金戻入として収益に振り替える。</p>	修正なし	
<p>(2) 取得固定資産等が運営費交付金により支出されたと合理的に特定できない場合においては、相当とする金額を運営費交付金債務から収益に振り替える。(注 60)</p>	修正なし	
新設	<p><u>＜注●＞業務の達成状況に応じた収益化について</u> <u>業務の達成状況に応じた収益化を行うに</u></p>	

現 行	改 正 案	変 更 点 ・ 備 考 等
第 81 運営費交付金の会計処理		
	<p style="text-align: center;"><u>あたっては、一定の業務と運営費交付金の対応関係を明確にする必要がある。</u></p>	
<p><注 60> 運営費交付金の会計処理について</p> <p>1 運営費交付金は独立行政法人に対して国から負託された業務の財源であり、交付金の交付をもって直ちに収益と認識することは適当ではない。したがって、交付された運営費交付金は相当額を運営費交付金債務として負債に計上し、業務の進行に応じて収益化を行うものとする。</p>	<p><注 60> 運営費交付金の会計処理について</p> <p>1 運営費交付金は独立行政法人に対して国から負託された業務の財源であり、交付金の交付をもって直ちに収益と認識することは適当ではない。したがって、交付された運営費交付金は相当額を運営費交付金債務として負債に計上し、業務の達成状況進行に応じて収益化を行う<u>ことを原則もの</u>とする。</p>	
<p>2 運営費交付金の収益化については、具体的には以下のような考え方によるものとする。</p> <p>(1) 中期計画及びこれを具体化する年度計画等において、一定の業務等と運営費交付金との対応関係が明らかにされている場合には、当該業務等の達成度に応じて、財源として予定されていた運営費交付金債務の収益化を進行させることができる。</p> <p>例えば、一定のプロジェクトの実施(未了のプロジェクトについて投入費用に対応して業務の達成度を測定する方法を</p>	<p>2 運営費交付金の収益化については、具体的には以下のような考え方に行うよるものとする。</p> <p>(1) 中期計画等及びこれを具体化する年度計画等において、一定の業務等と運営費交付金との対応関係をが明らかにするため、各業務に係る運営費交付金配分額を定めるとともに、されている場合には、当該業務等の達成度を測る基準をあらかじめ設定する。その上で、当該基準に照らしてその達成状況を判断し、運営費交付金配分額を業務達成状況に応じて収益化させる。に応じて、財源として予定されていた運営費交付金債務の収益化を進</p>	<p>【変更点】</p> <p>○中期計画→中期計画等（P）</p> <p>理由：新しい法人類型が創設されることに伴い、事業計画、中長期計画を含む表現とする。ただし、会計基準全体の整合性を考慮する必要があるため、表現は再度検討する。</p> <p>○「明らかにされている場合には…」→「明らかにする」</p> <p>○業務達成基準の原則に伴い、採用「できる」としている表現を修正。</p>

現 行	改 正 案	変 更 点 ・ 備 考 等
第 81 運営費交付金の会計処理		
<p>む。)や退職一時金の支払について、交付金財源との対応関係が明らかにされている場合等がこれに該当する。</p>	<p>行させることができる。</p> <p>例えば、一定のプロジェクトの実施（未子のプロジェクトについて投入費用に対応して業務の達成度を測定する方法を含む。）や退職一時金の支払について、交付金財源との対応関係が明らかにされている場合等がこれに該当する。</p>	
<p>新設</p>	<p><u>(2) 業務の達成度を測る基準については、期末時点における業務の達成度を客観的に示すことができるよう、定量的な指標を設定することが原則であるが、この他、以下のような方法によることも認められる。</u></p> <p><u>ア 一定の業務の実施をもって運営費交付金配分額を収益化する方法（未了の業務については、当該業務の予算執行割合を業務の達成度とみなして収益化する方法を含む。）</u></p> <p><u>イ 一定の期間の経過をもって業務の達成とみなし、運営費交付金配分額を収益化する方法</u></p>	<p>【変更点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○業務達成基準の基本型以外の収益化基準を定める。 ○現行の期間進行基準は、業務達成基準の一類型として再整理。
<p>(2)上記の場合において、業務の実施と運営費交付金財源とが期間的に対応している場合には、一定の期間の経過を業務の進行とみなし、運営費交付金債務を収益化</p>	<p>削除</p> <p>(2)上記の場合において、業務の実施と運営費交付金財源とが期間的に対応している場合には、一定の期間の経過を業務の進行とみ</p>	<p>【変更点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○期間進行基準は業務達成基準の一類型として整理したため、削除。 ○管理費は、運営費交付金との対応関係

現 行	改 正 案	変 更 点 ・ 備 考 等
第 81 運営費交付金の会計処理		
<p>することができる。例えば、管理部門の活動等がこれに該当する。</p>	<p>なし、運営費交付金債務を収益化することができる。例えば、管理部門の活動等がこれに該当する。</p>	<p>が明らかにされていれば期間進行型の業務達成基準を採用するが、明らかでない場合、費用進行基準となる。</p>
<p>新設</p>	<p><u>(3) 業務に直接関連するいわゆる直接業務費に充当する運営費交付金については、原則どおり業務達成状況に応じて収益化することとなる。</u></p>	
<p>(3)上記(1)、(2)のような業務と交付金との対応関係が示されない場合には、運営費交付金債務は、業務のための支出額を限度として収益化するものとする。</p> <p>この場合に別途用途が特定されない運営費交付金に基づく収益以外の収益がある場合には、運営費交付金債務残高と当該収益とで財源を按分して支出されたものとみなす等の適切な処理を行い、運営費交付金の収益化を行うものとする。</p> <p>なお、当該収益化の考え方を採用した理由を、<注 55>「重要な会計方針等の開示について」第2項(1)「運営費交付金収益の計上基準」に注記しなければなら</p>	<p>(43)上記(1)、(2)のような業務と直接業務費以外の費用、例えば、管理費等の運営費交付金との対応関係が明確に存在し示されない費用場合に充当するは、運営費交付金について債務は、業務のための支出額を限度として収益化するものとする。</p> <p>この場合に別途用途が特定されない運営費交付金に基づく収益以外の収益がある場合には、運営費交付金債務残高と当該収益とで財源を按分して支出されたものとみなす等の適切な処理を行い、運営費交付金の収益化を行うものとする。</p> <p>なお、当該収益化の考え方を採用した理由を、<注 55>「重要な会計方針等の開示について」第2項(1)「運営費交付金収益の計上基準」に注記しなければならない。</p>	

現 行	改 正 案	変 更 点 ・ 備 考 等
第 81 運営費交付金の会計処理		
ない。		
(4) 運営費交付金が既に実施された業務の財源を補てんするために交付されたことが明らかといえる場合においては、交付時において収益計上するものとする。	(54) 運営費交付金が既に実施された業務の財源を補てんするために交付されたことが明らかといえる場合においては、交付時において収益計上するものとする。	
新設	(6) <u>業務の達成度を測る基準として採用した方法については、<注 55>「重要な会計方針等の開示について」第 2 項(1)「運営費交付金収益の計上基準」に注記しなければならない。</u>	
3 中期目標の期間の終了時点においては、期間中に交付された運営費交付金を精算するものとする。このため、中期目標の期間の最後の事業年度においては、当該事業年度の業務の進行に応じて交付金を収益化し、なお、運営費交付金債務が残る場合には、当該残額は、別途、精算のための収益化を行うものとする。	3 中期目標 <u>等</u> の期間の終了時点においては、期間中に交付された運営費交付金を精算するものとする。このため、中期目標 <u>等</u> の期間の最後の事業年度においては、当該事業年度の業務の進行に応じて交付金を収益化し、なお、運営費交付金債務が残る場合には、当該残額は、別途、精算のための収益化を行うものとする。	
4 運営費交付金の収益化に関する会計方針については、適切な開示を行わなければならない。	変更なし	
5 長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うときは、当該支出額が運営費交付金により支出されたと合理的に特	変更なし	

現 行	改 正 案	変 更 点 ・ 備 考 等
第 81 運営費交付金の会計処理		
<p>定できる場合には、その金額を運営費交付金債務から建設仮勘定見返運営費交付金に振り替え、現実に引渡しを受けたときに建設仮勘定見返運営費交付金を本来の科目（資本剰余金又は資産見返運営費交付金）に振り替えるものとする。</p>		
<p>6 資産見返運営費交付金を計上している固定資産を売却、交換又は除却した場合には、これを全額収益に振り替えるものとする。</p>	<p>変更なし</p>	